総合口座取引規定

１．（総合口座取引）

（１）　次の取引は、湘南信用金庫総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。

①　普通預金（この規定における普通預金には、第５条第１項を除き、利息をつけない無利息型普通預金を含みます。）

②　期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」という。）

③　第２号の定期預金を担保とする当座貸越

（２）　普通預金については、単独で利用することが出来ます。

（３）　第１項第１号から第２号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

２．（取扱店の範囲）

（１）　普通預金は、取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。ただし、取引店以外での払戻しは、当金庫所定の手続きを行なったものにかぎります。

（２）　定期預金の預入れは、当金庫所定の金額以下とし、当金庫所定の手続きを行った場合にかぎり、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱いができます。

３．（定期預金の自動継続）

（１）　定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

（２）　継続された預金についても前項と同様とします。

（３）　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取引店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取引店に申出てください。

４．（預金の払戻し等）

（１）　普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

（２）　普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

（３）　普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

５．（預金利息の支払い）

（１）　普通預金の利息は、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。

（２）　定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

６．（当座貸越）

（１）　普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。

（２）　前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金の合計額の９０％（１０００円未満は切捨てます。）または９００万円のうちいずれか少ない金額とします。

（３）　第１項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第８条第１項第１号の貸越利率の高い順にその返済をあてます。

７．（貸越金の担保）

（１）　この取引に定期預金があるときは、第２項の順序に従い、その合計額について１０００万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

（２）　この取引に定期預金があるときは、後記第８条第１項第１号の貸越利率の低いものから順次担保とします。な

お、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

（３）　貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第２項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。前各号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる定期預金についての担保権は引続き存続するものとします。

８．（貸越金利息等）

（１）①　貸越金の利息は、付利単位を１円とし、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、一年を３６５日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

Ａ．期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「２年以上」の利率に年０．５０％を加えた利率

Ｂ．自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年０．５０％を加えた利率

Ｃ．自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年０．５０％を加えた利率

Ｄ．変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年０．５０％を加えた利率

②　前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③　この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金のいずれの残高も零となった場合には、第１号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

（２）　期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金を貸越金の担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

（３）　当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年１８．２５％（年３６５日の日割計算）とします。

９．（即時支払）

（１）　次の次号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

①　支払いの停止または破産、民事再生手続き開始の申立てがあったとき

②　相続の開始があったとき

③　第８条第１項第２号により極度額をこえたまま６ヶ月を経過したとき

④　住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

（２）　次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

①　当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

②　その他債務の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

１０．（解約等）

（１）　普通預金の口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続きを行った場合（所定の条件を具備している場合）にかぎります。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書を発行します。

（２）　前項にかかわらず、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、当金庫が別途定める本人確認書類の提示により本人確認を行ったうえで、本人の署名をもって解約することができます。

（３）　前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

１１．（差引計算等）

（１）　この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとしま

す。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前各号により、なお残りの債務がある場合は直ちに支払ってください。

（２） 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

１２．（手数料の取扱い）

（１）未利用口座管理手数料

① 未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。

② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。

③ この預金口座が未利用口座となり、かつ残高が一定の金額を越えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法・金額により、未利用口座管理手数料を引き落とします。

④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。

⑤ 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

⑥ 解約された口座の再利用はできません。

（２）その他手数料

① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法・金額により引落しいたします。

② 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

以　上